

(9) 標準処理期間

(単位：月)

補償の種類	決定内容	任命権者における標準処理期間	基金における標準処理期間	全体の標準処理期間
療養補償及び休業補償	当初の支給（不支給）決定（負傷）	1	1	2
	当初の支給（不支給）決定（疾病）	2	4	6
	2回目以降の支給（不支給）決定			1
障害補償	支給（不支給）決定			4
介護補償	当初の支給（不支給）決定			4
	2回目以降の支給（不支給）決定			1
遺族補償及び葬祭補償	支給（不支給）決定（負傷による死亡）	2	2	4
	支給（不支給）決定（疾病による死亡）	2	4	6

- (注) 1 療養補償及び休業補償の「当初の支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務上の災害（通勤による災害を含む。以下同じ。）であるかどうかの認定に要する期間も含まれる。
- 2 障害補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、等級決定に要する期間も含まれる。
- 3 介護補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、介護を要する状態の区分の決定に要する期間も含まれる。
- 4 遺族補償及び葬祭補償の「当初の支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務上の災害であるかどうかの認定及び遺族の決定に要する期間も含まれる。
- 5 「任命権者における標準処理期間」とは、窓口において請求を受理してから支部に到達するまでの期間をいうものである。
- 6 「基金における標準処理期間」とは、任命権者から請求が到達してから支給する日又は不支給決定を通知した日までの期間をいうものである。